

国際帝国主義の侵略反革命・第三世界支配を粉碎し、全世界の帝国主義を打倒せよ！世界プロレタリア革命一世界プロレタリア独裁一共産主義を実現する新しいインターナショナル(世界単一党)を国際階級闘争の最前線に創建せよ！

8月政治アピール

P2~4

今号の内容

沖縄闘争アピール

P6~7

破防法の発動を阻止せよ

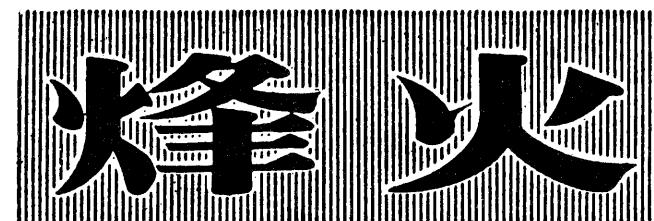
P8

1996年

8月1日

第493号

編集発行人 海路 薫  
一部 200円



共産主義者同盟（全国委員会）

■ 大阪戦旗社 大阪市北区本庄西2-8-19  
明豊ビル401号 大労協内  
TEL.(06)371-3706

○郵便振替 00930-0-63333  
○銀行口座 第一勧銀 551-1058150

インドネシア人民に連帯を



反スハルト闘争に決起し治安部隊と激突するインドネシア人民(7月27日)

ARF 粉碎首都闘争に総決起

この事態に至る直接の契機は、六月下旬に故スカルノ大統領の長女で民主党党首であったメガワティが、スハルト独裁政権に支援された民主党内の反メガワティ派がでっちあげた「党大会」で党首の地位を奪われたことにあった。インドネシアでは、総選挙に立候補できる政党は三つまでと制限され、政府に承認された候補者のみが立候補できるという制度がしかれてきた。このような徹底した制約のもとでも、民主党は九一年の総選挙で支持率一五%（五六議席）を獲得するまでに勢力を拡大してきた。九七年の総選挙から九八年の大統領選挙に向けて、スハルト独裁政権はメガワティ派をたきつぶそうとして党首からの追放を仕組んだのである。スハルト独裁政権は、でっちあげ「党大会」の後ただちに「メガワティ派からの総選挙立候補届け出は受理しない」と表明した。

七月二七日のインドネシア人民の決起は、スハルト独裁政権の打倒に向けた人民の総決起が不可避であることを示した。一九六五年の共産党への大弾圧をもって権力を掌握したスハルトは、以降三十年にわたって徹底した独裁支配を行い、インドネシアは帝国主義の新植民地主義支配下に置かれてきた。このもとで耐えがたいまでの貧困を強いられ、弾圧されてきたインドネシア人民の怒りがいよいよ大爆発しようとしているのだ。親米の改良主義政党である民主党（メガワティ派）は、スハルト独裁政権の打倒と帝国主義の新植民地主義支配からの解放を求める人民の要求を決して代表することができない。膨大なODAを供与し、スハルト独裁政権を支えてきた日本帝国主義と対決し、インドネシア人民のたたかいへの国際的な連帯と支援をさらに強化していく。

インドネシアの首都・ジャカルタで七月二七日朝、治安・警察部隊が野党であるインドネシア民主党の本部を襲撃し、民主党指導者のメガワティ・スカルノブトリの支持者を暴力的に排除した。これをきっかけとしてインドネシア人民のスハルト独裁政権への怒りが爆発し、ジャカルタでは数万人の人民が警官隊への投石、軍施設や政府機関の焼きうちなどの反スハルト闘争に決起した。またたく間に民主党本部周辺からジャカルタ全域に広がった人民の決起に対して、スハルト政権は戦車や装甲車を出動させ、流血の弾圧をもってこれを鎮圧した。

全国のたかう労働者人民の皆さん! 日帝一橋本政権は、この八月に元日本軍「慰安婦」への「国民基金」による「一時金」支給を强行し、他方で防衛協力ガイドラインの改定を推進し、これと結合した有事立法制定・改憲への動きもますます激しくなっている。このような日帝一橋本政権にとって、米軍用地強制使用のための特別立法制定をもって沖縄の反基地闘争を解体し、全国に波及する反基地・反安保闘争をたたきつぶすことは絶対に避けられない課題となっている。こうして今年の秋は、日帝一橋本政権と全国のたかう労働者人民が激突するし烈な闘争の過程とならざるをえない。「国民基金」撤回に向けたかいを全力で組織しつつ、秋の総決起の準備を全国一各地方において推進し、アジア共同行動日本連絡会議による全国交流フォーラムの成功を実現していかねばならない。

## 戦後補償の欺まん的決着許すな

「女性のためのアジア平和国民基金」は七月一九日、八月から「国民基金」による元日本軍「慰安婦」への「一時金」の支給を開始すると決定した。決定によれば、対象とされているのは韓国、台湾、フィリピンの元日本軍「慰安婦」約三〇〇人で、支給額は一律二〇〇万円、橋本首相による「おわびの手紙」とあわせて支給するとしている。また、元日本軍「慰安婦」への医療・福祉支援として、日本政府が一〇年間で約一〇億円を支出することも決定した。

この「国民基金」による決定は、国内外からあらゆる批判を踏みにじり、何としても八月から「一時金」を支給するという日帝一橋本政権の意思にもとづいて行われたものである。われわれは、満身の怒りをこめてこの決定を弾劾する。日帝による「国民基金」は、すでに取りつくろいがないまでに破綻している。それはず、何よりも被害者である元日本軍「慰安婦」自身が「国民基金」を厳しく批判し、「一時金」の受け取りを拒否していることにある。七月一三日に東京で開催された戦後補償実現キャンペーンを中心とした集会に出席した元日本軍「慰安婦」は、次のように発言した。フィリピン・ネグロス島で日本兵に強姦されたP・アティロさんは、「日本兵が妊婦の腹を引き裂き、子供まで殺すのを岩影から見た。恥辱と苦しみの五〇年間だった。民間募金などでは、私の名前を回復することはできない。そういうことで被

害者をだます日本政府が許せないと「国民基金」を批判し、政府による謝罪と補償を求めた。また一三才の時にボルネオ島の「慰安所」に連行されたインドネシアのマルディエムさんは、「モモエ」という名を付けられ、生理もまだない私にいきなり六人の客を取らせた。将校、兵士、軍属で違う値段が付いていたが、私に与えられたのは券のようなものだけだった。これでも強制ではないのだろうか」と訴えた。韓国、台湾、フィリピンの元日本軍「慰安婦」たちのほとんどは、「国民基金」を拒否してたたかい続けている。

このような元日本軍「慰安婦」とそれを支援するアジア各国におけるたたかいは、日本政府を国際的に追いつめてきた。この状況のもとで四月一九日には、国連人権委員会において、国連特別報告官クマラスワミさんの報告が決議された。クマラスワミ報告は、この「国民基金」が何らの解決にもならないことを断罪し、日本

## 特別立法制定を暴力で粉碎せよ

沖縄の米軍基地撤去に向けたたかいもまた、この八月から九月にかけて重大な局面を迎える。去る四月の日米首脳会談を前にして、日本帝は「普天間基地」の返還を焦点とした日米

共同行動委員会(SACO)の中間報告を打ちだした。しかし、中間報告は在日米軍四万七〇〇〇人体制と在沖米軍基地機能の維持を前提とするもので、ほとんどが沖縄内での基地のたら

# 「国民基金」撤回に向けてたたかい 安保・沖縄闘争の大爆発を準備せよ

軍による「慰安所」制度は国際法違反であり、日本政府はその法的責任を果たすべきだとして六点の勧告を行うものであった。日本政府の「国民基金」による欺まん的決着の動きは、もはやさかも国際的には通用しない。にもかかわらず、日本政府があくまで戦後補償問題は国家間で決着ずとの態度を取り、国家としての法的責任を認めないことには理由がある。もし法的責任を認めるならば、それは侵略戦争の最高の戦犯である天皇の戦争責任問題、当時の財閥・政治家・軍指導部の戦争責任問題にまで波及せざるをえないこと、これを恐れているので回避した形で、元日本軍「慰安婦」問題の欺まん的決着をなし切ろうとしているのである。それゆえ、国家としての責任をあくまで回避した形で、元日本軍「慰安婦」問題の欺まん的決着をなし切ろうとしているのである。そして、そのことをもって日帝の新たなアジア侵略・支配の道をはき清め、国連安保理常任理事国入りをはじめとした国際帝国主義としての飛躍を実現しようとしているのである。

元日本軍「慰安婦」たちが、自らの尊厳の回復と戦後補償を要求して立ちあがった背景には、日帝がかつての侵略戦争と植民地支配の責任をいささかも取ろうとしないままに九二一年から自衛隊の海外派兵に踏みだしたことがある。元日本軍「慰安婦」たちは、まさに進行する日帝の新たなアジア侵略に危機感を深め、再び自らがこうむったような蛮行をくり返させないために決起してきたのである。全国のたかう労働者人民は、この元日本軍「慰安婦」たちのたたかいに連帯し、「国民基金」撤回に向けた正念場とも言えるたたかいを担い切らねばならない。そして、これらのたたかいを新たな日帝のアジア侵略・支配との闘争へと固く結合させていかねばならない。

いまわしと一部基地機能の「本土」移転を内容とするものであった。それは、米軍基地の全面撤去を要求する沖縄人民が到底受け入れることができないものであった。とりわけ、「普天間基地」返還と引きかえに新たなヘリポート＝海兵隊基地の建設が予定される嘉手納町、読谷村などでは相次いで決起大会が開催され、新たな海兵隊基地の建設を絶対に阻止するたたかいが急速に高揚してきた。このもとで日米両国政府は7月初め、当初予定していた嘉手納弾薬庫地区を対象から外し、嘉手納空軍基地内に新たなヘリポートを建設する方向で調整を開始した。しかし、嘉手納基地周辺住民をはじめとした沖縄人民がこれをきっぱりと拒否しているだけではなく、米軍もまた戦闘機とヘリコプターが嘉手納基地を共用することは安全上受け入れられないとしており、SACOの中間報告は破綻しつつある。この事態は、まさに日米安保体制のもとで沖縄の米軍基地問題の解決など絶対にありえないことを示している。沖縄の米軍基地撤去に向けたたかいと日米安保体制を粉碎するたたかいを固く結合させ、SACOの最終報告が予定されている一月に向けて米軍基地撤去のたたかいをさらに強化していく。

また、米軍用地強制使用阻止に向けたたかいも重大な局面を迎えている。橋本首相は七月一二日、楚辺通信所の知花昌一さんの土地に関する公告総覧手続きを拒否した沖縄県の大田知事を再び告訴し、職務執行命令を求める訴訟を福岡高裁那覇支部に提起した。そして、八月上旬には来年五月に使用期限が切れる一施設、約三〇〇〇人の反戦地主・一坪反戦地主の土地についても、橋本首相は公告総覧を拒否する大

陸知事を告訴する予定である。他方で、沖縄県が最高裁に上告していた土地物件調書の大田知事による代理署名に関する職務執行命令訴訟について、最高裁は八月二八日に判決公判を行うと関係者に通知した。上告からわずか五ヵ月足らずで判決公判が行われることは、異例のことである。最高裁は、何ら実質審理を行わないままに、国側の主張を全面的に擁護する反動判決を打ちおろそうとしている可能性が極めて高いと見なければならない。

日帝一橋本政権は、この最高裁による反動判決をもって大田知事の屈伏を引きだし、米軍用地強制使用のための特別立法制定をもって、一挙に沖縄の反基地闘争の解体をなし切ろうと狙っている。一〇月上旬に招集予定の臨時国会に上程されようとしているこの特別立法こそ、沖縄人民がいかに抵抗しようとも政府が自由に米軍用地の強制使用を執行できるようにするものであり、来年五月一五日には一施設、約三〇〇〇人の土地の不法占拠を余儀なくされるまでに追いつけられた日本政府の唯一の対抗手段となるものである。逆に言えば、この特別立法制定を阻止できるならば政府にはもはや対抗手段がなくなり、来年五月には沖縄の米軍基地が事実上の機能停止に追いこまれ、日米安保体制に巨大な「風穴」があくという事態が避けられない。全国のたたかう労働者人民は、この特別立法制定を阻止するために総決起しなければならない。このたたかいこそ、米軍基地撤去の展望を切りひらき、日米安保体制を粉碎していくための決定的なたたかいである。

全国一各地方において、総決起のための準備を急がねばならない。

## 安保再編、有事の法を粉碎せよ

日米帝はこうして沖縄の反基地闘争の解体を狙いつつ、今秋において日米安保の「再定義」にもとづく日米安保の再編を一挙に推進し、日米安保を構築されつあるアジア集団安保機構の中軸となる軍事同盟へと強化しようとしている。その中心こそ、九月または一月の日米安保協において中間報告が行われようとしている日米防衛協力ガイドラインの改定にある。このガイドライン改定の焦点は、「日本周辺地域」と規定されたアジア太平洋地域全体における日米共同軍事行動の計画をつくりだすことである。その当面する焦点は、朝鮮半島有事に設定されている。まさに日米帝は、今年の秋に向けて朝鮮半島有事に対応した新たな戦争計画をねりあげているとしているのである。

七月一九日に閣議了承された一九九六年版防衛白書「日本の防衛－新たな時代への対応」は、日米両国政府によるガイドラインの改定を先取

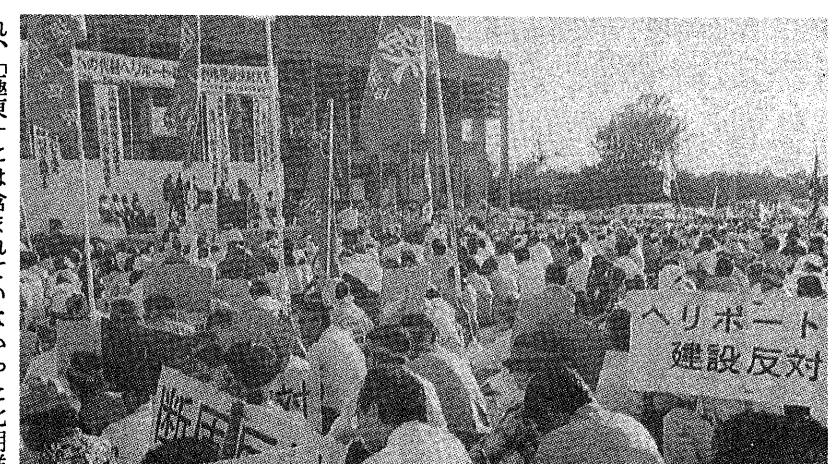
りし、日帝によるアジア侵略反革命戦争準備の新しい段階を示したものとなった。今回の防衛白書の特徴は第一に、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）・中国・極東ロシア軍の動向を分析しつつ、とりわけ北朝鮮について「我が国を含む東アジア全域の安全保障にとって重大な不安定要因になっている」と述べ、その「核兵器開発疑惑」と「弾道ミサイル開発」への「強い懸念」を表明していることにある。白書は「特定の事態を想定しているわけではない」と言つて、朝鮮半島有事を当面の焦点としたものとなつていることは明らかである。特徴の第二は、日米首脳会談における日米安保の「再定義」を受け、日米両国が有事において共同軍事行動を取り範囲をこれまでの「極東」から「日本周辺地域」にまで拡大していることにある。この「日本周辺地域」とは、「時々の国際環境によって変動しうる」（池田外相の国会答弁）ものとさ

る。田知事を告訴する予定である。他方で、沖縄県が最高裁に上告していた土地物件調書の大田知事による代理署名に関する職務執行命令訴訟について、最高裁は八月二八日に判決公判を行うと関係者に通知した。上告からわずか五ヵ月足らずで判決公判が行われることは、異例のことである。最高裁は、何ら実質審理を行わないままに、国側の主張を全面的に擁護する反動判決を打ちおろそうとしている可能性が極めて高いと見なければならない。

日帝一橋本政権は、この最高裁による反動判決をもって大田知事の屈伏を引きだし、米軍用地強制使用のための特別立法制定をもって、一挙に沖縄の反基地闘争の解体をなし切ろうと狙っている。一〇月上旬に招集予定の臨時国会に上程されようとしているこの特別立法こそ、沖縄人民がいかに抵抗しようとも政府が自由に米軍用地の強制使用を執行できるようにするものであり、来年五月一五日には一施設、約三〇〇〇人の土地の不法占拠を余儀なくされるまでに追いつけられた日本政府の唯一の対抗手段となるものである。逆に言えば、この特別立法制定を阻止できるならば政府にはもはや対抗手段がなくなり、来年五月には沖縄の米軍基地が事実上の機能停止に追いこまれ、日米安保体制に巨大な「風穴」があくという事態が避けられない。全国のたたかう労働者人民は、この特別立法制定を阻止するために総決起しなければならない。このたたかいこそ、米軍基地撤去の展望を切りひらき、日米安保体制を粉碎していくための決定的なたたかいである。

全国一各地方において、総決起のための準備を急がねばならない。

さらに注目しておくべきことは、白書が第四章として「自衛隊の多様な役割と日米安保体制の信頼性向上」という章を新設していることにあり。そこでは、「(我が国周辺地域において発生しうる我が國の平和と安全に重要な影響を与える)このような事態においては、例えば、紛争などの発生により、大量の避難民が我が国に到來したり、在外邦人などの緊急退避のための輸送が必要になったり、機雷が浮遊して公海や我が國領海における海上交通を阻害することなどが考えられる。我が国として、このような直接影響を受ける各種事態に自ら適切に対応することはある。そこでは、「(我が国周辺地域において発生しうる我が國の平和と安全に重要な影響を与える)このような事態においては、例えば、紛争などの発生により、大量の避難民が我が国に到來したり、在外邦人などの緊急退避のための輸送が必要になったり、機雷が浮遊して公海や我が國領海における海上交通を阻害することなどが考えられる。我が国として、このような直接影響を受ける各種事態に自ら適切に対応するためには、国連や米国などが活動する場合に、我が国として憲法及び関係法令に従い、どのように協力するかも重要な課題である」ことが打ちだされている。そして今年の五月に橋本首相から、「我が国周辺地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態」に対して、必要な対応策をあらかじめ具体的に十分検討、研究するよう指示があったことを明記し、在外邦人などの保護、大量避難民対策、沿岸・



新たな米軍ヘリポート建設に反対する名護市民決起集会（7月10日）

重要施設の警護、対米協力措置（施設・区域面での協力や米軍に対する後方支援）などの検討項目について研究が進められていることを明らかにしている。これらはいずれも、日米防衛協力ガイドラインの改定にともない、日帝の側が有事立法の制定と結合して踏みこんでいこうとする領域に重なりあっている。

このように防衛白書は、日米安保の「再定義」－防衛協力ガイドラインの改定に対応しつつ、まさに「新たな時代への対応」という副題が示すように、日帝の侵略反革命戦争準備の新たな段階をはっきりと示すものとなっている。日米防衛協力ガイドラインの改定を粉碎し、これと結合して進行する日帝の侵略反革命戦争の準備と断固として対決していかねばならない。この日帝の動きは、不可避に有事立法制定－改憲攻撃と結合していくものである。そして、有事体制の確立と安保基本法制定を掲げる新進党がすでに言及しているように、有事立法には憲法に規定された国民の諸権利や報道の自由の制限までが含まれようとしている。まさにいま準備されようとしている有事立法とは戦時法の体系であり、その根幹に階級闘争の鎮圧が据えられていくことは明らかである。杉原公安調査庁長官は七月一日、オウム真理教に対して破壊活動防止法（破防法）にもとづく「解散の指定」処分を行うよう、公安審査委員会に申請した。この組織破防法の初めての発動こそ、オウム真理教への人民の怒りを利用して、革命党と階級闘争の解体のために組織破防法を発動しうる道を切りひらこうとするものである。



6月アジア共同行動を開く労働者人民(6月15日・東京)

× × × × × × × × ×

このように、今年の秋の攻防はきわめて重大なものであり、それはすでに開始されている。去る四月一五日の七〇〇〇人が結集した大阪集会や同一六日の一万五〇〇〇人が結集した東京集会がはっきりと示すように、保守二大政党制には決して集約されることがない労働者人民の決起がますます広範に生みだされていくとしている。日帝一国家権力がいかに弾圧しようとも、社民党や連合がいかに抑圧しようと、沖縄の基地撤去闘争に心を寄せ反基地・反安保のたたかいに立ちあがる人民をおしとどめることはできない。とりわけ沖縄の米軍用地強制使用のための特別立法制定阻止を最大の課題としている。

このように、今年の秋の攻防はきわめて重大なものであり、それはすでに開始されている。去る四月一五日の七〇〇〇人が結集した大阪集会や同一六日の一万五〇〇〇人が結集した東京集会がはっきりと示すように、保守二大政党制には決して集約されることがない労働者人民の決起がますます広範に生みだされていくとしている。日帝一国家権力がいかに弾圧しようとも、社民党や連合がいかに抑圧しようと、沖縄の基地撤去闘争に心を寄せ反基地・反安保のたたかいに立ちあがる人民をおしとどめることはできない。とりわけ沖縄の米軍用地強制使用のための特別立法制定阻止を最大の課題としている。

このように、今年の秋の攻防はきわめて重大なものであり、それはすでに開始されている。去る四月一五日の七〇〇〇人が結集した大阪集会や同一六日の一万五〇〇〇人が結集した東京集会がはっきりと示すように、保守二大政党制には決して集約されることがない労働者人民の決起がますます広範に生みだされていくとしている。日帝一国家権力がいかに弾圧しようとも、社民党や連合がいかに抑圧しようと、沖縄の基地撤去闘争に心を寄せ反基地・反安保のたたかいに立ちあがる人民をおしとどめることはできない。とりわけ沖縄の米軍用地強制使用のための特別立法制定阻止を最大の課題としている。

については、平和メカニズムの確立

が必要」と南北朝鮮、米、中の四者

会談を支持し、「朝鮮半島エネルギー

開発機構（KE DO）へのさらなる

財政的・政治的支援をARF参加国

によびかけた」と述べるなど、共和

国への侵略反革命介入を強化してい

る。第二に、今回のARF会議が議

長国のインドネシアや新規加盟した

ビルマなどの反人民的軍事独裁政権

を國際的に認知し、血の弾圧に抗し

て反軍事独裁・民主化闘争をたたか

うインンドネシア人民やビルマ人民、

独立闘争をたたかう東チモール人民

に牙をむき、敵対するものとなつた

ことにある。

去る七月二一日、「アジア集団安保構想を許すな！日米安保粉碎！マニラAPEC粉碎！国際反帝共同行動の前進を！七・二一ASEAN地域フォーラム粉碎首都総決闘争」

が戦闘的にたたかれた。

主催は全国労働者政治委員会（全国労政）、反帝国際連帯学生委員会（SCAIS）、全国労働者共闘会議（全国労共闘）、全国学生闘争委員会（学闘連）の先進的政治組織団体による実行委員会である。七月二〇日からインドネシアのジャカル

タでASEAN外相会議が開かれているなかに、そして二三日からの第三回ASEAN地域フォーラム（ARF）を目前にひかえて、この闘争はたたかわれた。

第三回ARFにおいては、インドとビルマが新たに参加し、ARFは二二カ国・機構によって構成されるようになった。また「災害時の軍の役割」専門部会が新しく設置され、四部会体制になるなど常設化の度合いが一層すめられた。こうしてARFは恒常的で実質的なアジア集団

安機構へと着実に強化されてきており。同時にARFの反革命的・反人道的性格がますます鮮明になってきている。第一に、朝鮮民主主義人民共和国への侵略反革命介入を強化している。第二に、今回のARF会議が議長国のインドネシアや新規加盟したビルマなどの反人民的軍事独裁政権を國際的に認知し、血の弾圧に抗して反軍事独裁・民主化闘争をたたかうインンドネシア人民やビルマ人民、独立闘争をたたかう東チモール人民に牙をむき、敵対するものとなつたことにある。

われわれがこれまで批判してきたように、ARFはAPECなどを通じた日米構は、APECなどを通じた日米帝のアジア支配をおびやかすによるアジア侵略の強化と連動して、らゆる要因、とりわけ将来かならずまた議長声明のなかで、「朝鮮半島や爆発するアジア第三世界人民の反

て、まさに全人民の総決起を切りひらいていかねばならない。そして、このたたかいでアジア人民への連帯と反帝国際共同闘争へといざない、アジアへの侵略と支配をますます強化する日本帝国主義打倒に向かうたかいへと領導することこそ先進的労働者・学生の任務である。

アジア共同行動日本連絡会議と各地方実行委員会は、この八月に韓国・台湾・フィリピンへの交流派遣団を送りだし、一月マニラAPECを焦点としたアジアにおける反帝国際共同闘争の発展をAWCに参加するアジア各国とともに準備しつつ、今秋のわが国における階級攻防を全力で領導しようとしている。とりわけ、一月四日の全国交流フォーラムおよび一〇月下旬から一月中旬にかけて開催される各地方のフォーラムは、高揚する反基地・反安保闘争と国際主義をもって発展させ、アジアと沖縄と「本土」を結ぶたたかいで発展させることに

おいて、きわめて重要な取り組みになろうとしている。すべての先進的労働者人民は、アジア共同行動日本連絡会議とそこに参加する各地方実行委員会のもとに結集し、今秋の闘争を全力でたたかおう。そして、立ちあがる労働者人民を保守二大政党制の時代における新たな階級闘争の基礎構造＝反帝国際主義プロレタリア政治統一戦線の建設へと組織し、国際主義をもつてわが国階級闘争の再編成を大胆に推進していく。今年の秋こそ、そのための絶好の機会なのだ。わが国産同（全国委員会）は、このたたかいの先頭に立ち切り、党的総力をあげて今秋のたたかいで領導することを決意している。共にたたかわん！

帝民族解放・社会主義革命運動を軍事的に圧殺するための侵略反革命軍事機構である。日帝は「世界の成長センター」であるアジア太平洋経済圏をめぐる激しい権益争奪戦をくりひろげながらも、アジアへの侵略反革命を貫徹しつづけるためにアジア集団安保機構の創設を推進しているのだ。また日帝は、政治軍事大國化にむけた当面の具体的水路として、国連PKOや「人道的救援活動」を通じた自衛隊海外派兵の拡大とならんで、ARFを戦略的位置づけている。二三日には訪米中の加藤紘一・自民党幹事長が「アジア太平洋安保における日本の新たな役割」と題する講演をおこない、常設の国連軍やARF軍が「現実のものとなり、近隣諸国が日本の参加を望むのならば、現在の憲法解釈の見直しが必要である」とも、「自衛隊の」参加を考慮すべきだ」と述べた。そのことにはっきりと示されているように、日帝はARFを水路としてアジアへの侵略反革命軍事出動を狙っているのだ。

こうしたARFに対する断固たる反撃として七・二一闘争は貫徹された。国会を担当した全国労政の同志による高らかな開会宣言によって集会は開始された。まず連帯メッセージが紹介される。アジア共同行動日本連絡会議共同代表の小城修一さんから「米軍用地強制使用を阻止し、特別立法」制定を許さず、フィリピンで開催するAPECを粉碎するため、アジアのたたかう人民と連

帶して、全力をあげて奮闘しよう」という力強いメッセージが寄せられる。また熱く燃えあがっている沖縄現地の一坪反戦地主会北部ブロックからは、「今夏から秋にかけて、沖縄の未来を決する重大な正念場を迎える」「基地のたらいまわしありが充満し、爆発しています」「今、反基地闘争はアジア規模で国際反戦闘争として展開されてこそ、大きな力となり得るのです。『本土』のみ安保粉碎・基地撤去までともにたたかいましょう」という国際主義の精神に満ちあふれた、断固たる決意表

明が届けられた。

つづいて沖縄で奮闘する沖縄労政（準）と沖縄労共闘からのアピールが代読される。沖縄労政（準）は「今、われわれに要求されているのはアジア規模での反帝共同闘争である」と「本土」労働者階級人民に対して檄をとばした。

帝民族解放・社会主義革命運動を軍



ARF粉碎掲げた首都総決起闘争(7月21日・東京、上下とも)

## 夏季一時金カンバの要請

### 共産同(全国委)

全国のたたかう労働者人民の皆さん! 共産同(全国委)から、夏季一時金カンバを要請します。

われわれは、ソ連・東欧におけるスターリン主義の崩壊以来、新たな世界党の建設に向けて国際共産主義運動の再建に奮闘してきました。そして、反帝アジアを建設していくたたかいで、ARFを建設していくたたかいで、その最先頭に

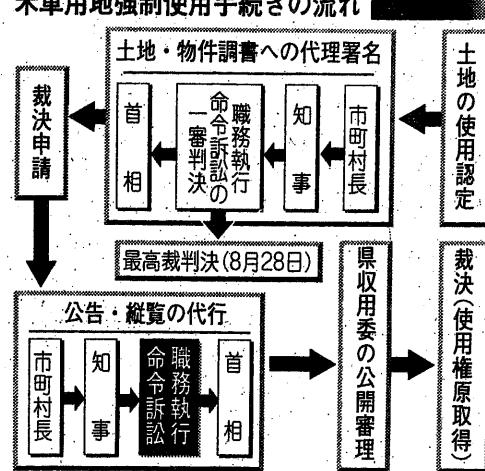
立ってきました。また国内においては、国際主義にもとづく階級闘争の再編を推進し、反日帝国主義プロレタリア政治統一戦線と階級的労働運動を建設していくたたかいの前線に立ちました。これらの誇るべき成績をわれわれは断固として発展させつつ、われわれはいまわが国の階級闘争を代表するプロレタリア前衛党へとわが党を飛ばを要請します。

真紅のヘルメットで武装したデモ

隊は、公安・機動隊の不当な規制を打ち破り、銀座の繁華街の人民大衆にアピールし、外務省に対して断固たる抗議の声をたたきつけ、最後までデモを貫徹した。

われわれ共産同(全国委)は、こうした先進的政治組織四団体による革命的たたかいを今後もともにたたかいくと同時に、共闘のさらなる発展のために奮闘する決意である。そしてこのたたかいの地平を引きつぎ、今夏・今秋のたたかいで総決起する。ともにたたかわん!

## 米軍用地強制使用手續の流れ



公告総覽の代行を大田知事に要請したが、労働者人民のたたかいにおされて知事もこれを拒否した。これに対しても橋本首相による知事への職務執行勧告、続いて職務執行命令がなされ、七月二二日には橋本がこれを拒否した大田知事を

綱か紹 一か月ほど早く進められている。五月三日に県収用委から知花さんの土地の強制使用裁決申請の公告紹覧を求められた読谷村長は、当然こもれを否否した。日帝は五月二七日こ

土地については三月に日帝が県収用委員会に緊急使用許可申請（五月一一日に収用委が却下）を行った関係で、他の三〇〇〇人の土地より手

米軍用地強制使用攻撃の現段階は、強制使用裁判申請書の公告縦覧をめぐる攻防となつていて。対象施設は一三であるが、知花昌一さんの

陛下を楚辺通信所（通称「象のオリ」）の知花昌一さんの土地の不法占拠へと追い込み、さらに来年五月一五日には知花さんの土地を含めて一三施設の約三〇〇〇人の土地において日帝を同様の事態へと追い込もうとしている。

軍用地強帶使用

新局面を迎えた

沖縄の米軍基地をめぐる攻防は、この夏において橋本首相が米軍用地強制使用のための公告総覽をめぐって再び大田知事を告訴し、八月二八日には代理署名訴訟に閥する最高裁判決が出され、九月八日には沖縄における眞民投票が実施されるという過程が進行している。そして、一〇月に招集される臨時国会への米軍用地強制使用のための特別立法上程を最大の焦点として、いよいよたたかいは正念場を迎えようとしている。

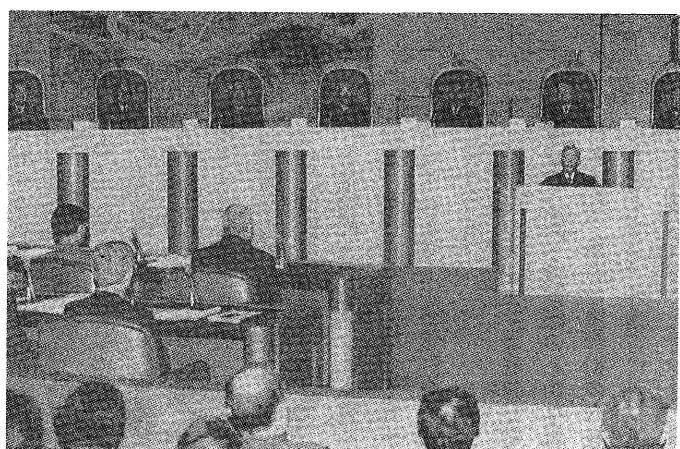
被告として職務執行命令訴訟を福岡高裁那覇支  
部に提訴した。

一方、来年五月に強制使用期限が切れる一二施設について、六月に公告総覧を要請された関係十市町村長は、九市町村長がこれを拒否した。一年前に土地・物件調書への代理署名を求めるられた時は七市町村長がこれに応じ、拒否したのが三市村長だったことに比して、今回九市町村長が拒否した背景には反基地闘争の高揚と広がりがある。日帝は六月二十四日に、村長が公告総覽に応じた伊江島補助飛行場を除く一一施設分の公告総覧の代行を知事に要請し、これを拒否した大田知事に対して七月二三日に橋本が職務執行を勧告した。以降、八月はじめに職務執行命令、そして中旬には楚辺通信所に統いてこれらの土地分についても職務執行命令訴訟が提訴されることになる。かくして現在最高裁で係争施設の土地の公告総覧についての訴訟と、首相を原告とし知事を被告とする二つの職務執行命訴訟が並行することとなる。

# 特別立法制定を 総力で粉碎せよ

# 特別立法制定を 総力で粉碎せよ

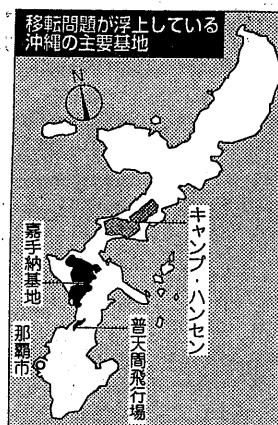
を大きなステップとして、九七年軍用地強制使用を阻止し、嘉手納基地や普天間基地をはじめとする一二施設をズタズタに切り裂こう。



米軍用地強制使用をめぐる代理署名訴訟の上告審口頭弁論が開かれた最高裁大法廷。手前から3列目右端後ろ姿は上告人として意見を述べた太田昌義知事。

# 「米軍用地強制使用」のための 特別立法制定阻止へ総決起を

ヘリポート反対の動き		移設候補地の動き
候地	月日	移設反対決議等
嘉手納基地	4・16 4・18 4・20 5・22	嘉手納町議会 北谷町議会 嘉手納町民大会(1000人規模) 沖縄市議会
嘉手納弾薬庫	4・30 5・9 5・14 5・19	中部市町村会 読恩谷村議会 起大(500人規模)
キャンプ・ハニウェル	6・27 6・28 7・8 7・9 7・9 7・10 7・17	金武町議会 名護野市議会 北部市議会 名護長崎市議会(4000人規模) 金武町民大会(700人規模)



くも破産が明らかになっている。そしてそのような結果は日帝もはじめから承知のことであった。来年五月以降の強制使用権原の喪失を回避するために日帝が現在全力を傾けて策動しているものこそ、秋の国会での米軍用地強制使用のための特別立法の制定である。

この特別立法は、強制使用手続きを簡略化し、もって来年五月一五日までに手続きを間に合わせうとするものである。その内容は報道によれば、①現行の米軍用地特措法にある代理署名や機関委任事務を残しながら、公告総覽後二ヶ月以内に都道府県の収用委が裁決決定しない場合には、国が裁決を代行できるようにする、②地主が土地・物件調書への署名を拒否した場合、都道府県の収用委員会ではなく、ただちに国が裁決事務をおこなうことができるようにする、といういずれかが検討されている。また、全国的な労働者人民の抵抗をできるだけ少なくするために、来年五月一四日に使用期限が切れる三〇〇〇人の土地の強制使用に限定した时限立法とすることが検討されているという。

同時に一方では、「特別立法は米軍だけなく自衛隊の基地も含めて検討すべき」(七月二三日参院決算委、梶山官房長官)という趣旨の発言がたびたびくり返されている。現行の土地収用法は、憲法の趣旨にもとづき軍事目的と皇室財産の確保を目的とした強制収用を除外している。土地収用法ではこの二つの目的のための土地収用はできない。それゆえ日帝は米軍用地の強制使用のために、「安保法体系」とも言うべき事実上憲法に対立する別の法体系の一部として米軍用地特別措置法を制定し、土地の強制使用を強行してきたのである。日帝は特別立法によって、現在は土地の強制収用などができない自衛隊関係についても、その道を一挙にこじ開けようと狙っているのである。

日帝は、現在の米軍用地特措法によっては九七年五月一五日以前に強制使用の手続きを絶対に完了できないことから、それに代わるものとして特別立法の制定を何としても実現しようとしている。四月一日に楚辺通信所において開けられた安保の「風穴」が、来年にはそれをはるかに越える規模に拡大されようとしていること、日帝はとことん追いつめられてしまっているのである。日帝はこの特別立法をもって窮地を乗り切るとともに、沖縄労働者人民の反基地・反安保闘争の高揚をおしつぶそうとしている。

だからこそ、われわれは県民投票が「基地全面撤去」ではなく、「基地の整理縮小と日米地

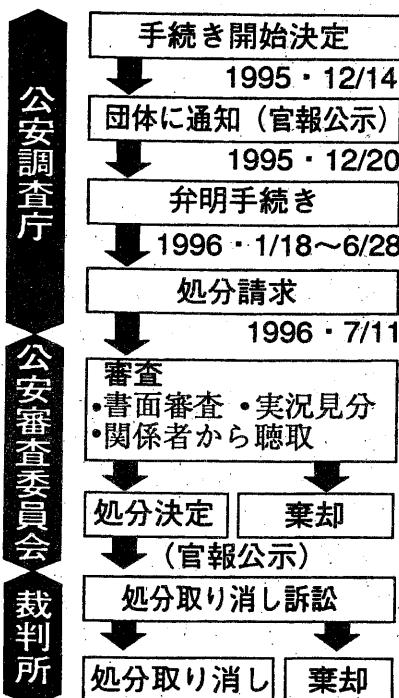
位協定の見直し」という中途はんぱな要求の賛否を問うものとして行われることに強い批判を持つ。「基地の縮小整理と日米地位協定の見直し」という選択肢は、決して現在の現実の沖縄のたたかいの中心的焦点を表現するものではない。沖縄労働者人民のたたかいは、それをはるかに越えた基地撤去と安保破棄を要求している。したがってこの県民投票の選択肢は、現実のたたかいの要求を表現し、それをさらに広範な労働者人民の要求へとおし広げていくものは決してない。それのみならず、県民投票の投票率の高低や賛否の割合にかかわらず、基地の整理縮小である」と強弁し、四月の日米特別行動委(SACO)中間報告で示した「基地のたらいまわし」に過ぎない基地移転攻撃を正当化していくであろう。

県民投票の選択肢がもつてているこの弱点について、連合は気付いていないとか無自覚であるとかでは決してない。連合がこのような選択肢を提示した根拠は、連合の沖縄基地問題への態度がSACOの中間報告の内容と根本的に対立するものではないことにある。われわれは、連合沖縄が現実の沖縄労働者人民のたたかいの地平を昨年一〇・二一県民大会の要求にまで後退させようとしていることを厳しく批判する。昨年秋からの沖縄労働者人民の巨大なたたかいは反戦地主の米軍用地強制使用阻止闘争と結合して、明確に米軍基地撤去と安保破棄を要求するものとして大きく前進してきている。連合沖縄はこの前進するたたかいから逃亡し続けてきただけではなく、絶えずたたかいの要求を「基地の整理縮小と日米地位協定の見直し」というレベルにまで引き戻し、解体しようとする部分として立ちあらわれてきた。連合にとっては、この県民投票もまたそのような動きの一環に他ならない。

以上を踏まえる時、反基地・反安保をたたかう労働者人民の県民投票に対する態度は、次のようなもの以外にはない。すなわち、県民投票の投票率は断固として高率とする必要があり、圧倒的な賛成投票を実現しなければならない。

同時に、沖縄労働者人民の要求が決して「基地の整理縮小と日米地位協定の見直し」にとどまるものではなく、米軍基地撤去と安保破棄にあることを鮮明に示しきる行動、例えばそのような労働者人民の要求を正面から掲げた大衆集会の開催や声明の公表などをもっての具体的な態度表明を行っていかねばならない。それらをもつて沖縄労働者人民は、県民投票の結果を利用し日帝によるたたかいの破壊を許さず、他方でたたかいの地平を後退させようとするあらゆる動きを打ち破り、この県民投票を沖縄労働者人民の反基地・反安保闘争の前進へと転化していくなければならない。

## 破防法適用手続きの流れ



そのことは同時に、現在進められ

たのは、全国のたたかう労働者人民は、将来の革命党と階級闘争の弾圧に向かって、破防法の発動を絶対に粉砕しなければならない。

処分請求書によれば、公安調査庁はオウム真理教が「松本智津夫(麻原彰晃)」を独裁者とする祭政一致の専制政治体制樹立を目的としている」と認定し、「将来さらに暴力主義的破壊活動を行う明らかな恐れがある」としている。しかし、多数の幹部が逮捕され、宗教法人法による解散指定が確定し、破産手続きも進む。オウム真理教は、もはや解体状況にある。にもかかわらず日帝一公安調査が処分請求を行った真の理由は、オウム真理教に対する人民の怒りを利用し組織破防法発動の前例をつくり、将来必要となつた時に革命党と階級闘争の弾圧のために組織破防法を発動しうる道を切りひらくことにある。

そのことは同時に、現在進められ

たのは、全国のたたかう労働者人民は、将来の革命党と階級闘争の弾圧に向かって、破防法の発動を絶対に粉砕しなければならない。

公安調査庁は七月一日、破壊活動防止法(破防法)第七条にもとづき、オウム真理教の「解散指定処分」を公安審査委員会に請求した。あわせて同序は、破防法が適用された場合に禁止される行為の大枠を示す「解釈基準」を公表した。公安審査委員会は、早ければ今秋のうちにも結論を出すと予測されており、一九五二年の制定以来初めての破防法による「解散指定処分」=組織破防法の発動はいよいよ最終段階を迎えた。全国のたたかう労働者人民は、将来の革命党と階級闘争の弾圧に向かって、破防法の発動を絶対に粉砕しなければならない。

# 公安調査庁の処分申請弾劾

ている日米安保の再編と結合した有事体制構築の重要な一部を占める攻撃である。侵略反革命戦争に全人類を動員しようとする有事体制は、不可避にこれとたかう革命党や階級闘争の鎮圧を要求する。日帝は、有事立法のなかに憲法に規定された人民の諸権利や報道の自由などの制限を盛りこみつつ、破防法を革命党と階級闘争弾圧の最高の法的な武器として改めて据え切ろうとしているのである。日帝一国家権力は、これまで何度もわたくて組織破防法の発動を策動した。しかし、たたかう労働者人民の断固たる反撃によって、何人かの個人に破防法を適用することができなかつた。いよいよ日帝は、これまでの制約を打ち破り、この機会に何としても組織破防法発動の前例をつくりだそうと狙っているのである。たたかう労働者人民は、このような攻撃を絶対に許してはならない。

オウム真理教への破防法の適用に向けたこの間の過程は、その危険性・反人民性をさまざまと示すものであつた。九五年一二月に公安調査が手続きを開始した後、九六年一月一八日から六月二八日にかけてオウム真理教の意見を表明する「弁明手続き」が行われた。しかし、それは公安調査の係官に対してもオウム真理教側からの意見表明を行う形式的な手続きに他ならず、それさえも

公安調査は意見表明の途中で一方で破防法による処分決定まで突き進むことができる仕組みとなっているのである。日帝一国家権力は、これまで何度もわたくて組織破防法の発動を策動した。しかし、たたかう労働者人民の断固たる反撃によって、何人かの個人に破防法を適用することができなかつた。いよいよ日帝は、これまでの制約を打ち破り、この機会に何としても組織破防法発動の前例をつくりだそうと狙っているのである。たたかう労働者人民は、このような攻撃を絶対に許してはならない。

オウム真理教への破防法の適用に向けたこの間の過程は、その危険性・反人民性をさまざまと示すものであつた。九五年一二月に公安調査が手続きを開始した後、九六年一月一八日から六月二八日にかけてオウム真理教の意見を表明する「弁明手続き」が行われた。しかし、それは公安調査の係官に対してもオウム真理教側からの意見表明を行う形式的な手続きに他ならず、それさえも

ている日米安保の再編と結合した有事体制構築の重要な一部を占める攻撃である。侵略反革命戦争に全人類を動員しようとする有事体制は、不可避にこれとたかう革命党や階級闘争の鎮圧を要求する。日帝は、有事立法のなかに憲法に規定された人民の諸権利や報道の自由などの制限を盛りこみつつ、破防法を革命党と階級闘争弾圧の最高の法的な武器として改めて据え切ろうとしているのである。日帝一国家権力は、これまで何度もわたくて組織破防法の発動を策動した。しかし、たたかう労働者人民の断固たる反撃によって、何人かの個人に破防法を適用することができなかつた。いよいよ日帝は、これまでの制約を打ち破り、この機会に何としても組織破防法発動の前例をつくりだそうと狙っているのである。たたかう労働者人民は、このような攻撃を絶対に許してはならない。

オウム真理教への破防法の適用に向けたこの間の過程は、その危険性・反人民性をさまざまと示すものであつた。九五年一二月に公安調査が手続きを開始した後、九六年一月一八日から六月二八日にかけてオウム真理教の意見を表明する「弁明手続き」が行われた。しかし、それは公安調査の係官に対してもオウム真理教側からの意見表明を行う形式的な手続きに他ならず、それさえも

的に打ち切った。処分決定を行う公安審査委員会もまた行政機構の一部であり、國家権力はいったん破防法の適用に向けた手続きを開始すれば、適用対象団体の反論の機会もほとんど与えないままに、行政機構の内部で破防法による処分決定まで突き進むことができる仕組みとなっている

のだ。破防法による処分が決定された団体は処分取り消し訴訟を裁判所に提起できるが、例え提起しても判決ができるまで処分の執行を停止させることはできない。それゆえ国家権力は、その間に処分が決定された団体を壊滅させるために徹底した弾圧を行うことができるようになっているのである。

また公安調査は、破防法がオウム真理教に適用された場合に禁止される行為の大枠を示す「解釈基準」を公表したが、そもそも公安調査は、このように権力機構がこのような「解釈基準」を決定する権限を持つこと自体が許されないことである。

は、新左翼諸党派、日本共産党、朝鮮総連などを破防法の調査対象団体とし、最近では市民運動や労働組合にまで調査の対象を拡大しようとしている。たたかう労働者人民は、日安維持法に他ならない。公安調査

は、新左翼諸党派、日本共産党、朝鮮総連などを破防法の調査対象団体とし、最近では市民運動や労働組合にまで調査の対象を拡大しようとしている。たたかう労働者人民は、日安維持法の再編と日帝の侵略反革命戦争準備の新たな段階にあって、破防法の発動を何としても粉砕しなければならない。われわれは、このような組織破防法攻撃に耐えうる中央集権非合法党としてわが共産党(全国委員会)を建設していく。そして、広範な労働者人民とともに破防法の発動を阻止するためにたたかう決意である。

【デモ行進・集会】  
×教団の活動として行うデモ行進や集会に参加する  
○破防法適用に反対する他団体主催のデモ行進などに個人的に参加する  
○教団関係者の刑事裁判や公安審の処分取り消し訴訟の閉廷後、弁護士から報告を聞くため、個人的に集会に参加する  
【機関紙類の印刷・配布】  
×教団の活動として行う機関紙やビラの印刷・配布に従事する  
○個人的に教団への破防法適用の不适当性を訴えたり、ビラを配布したりする  
【寄付・寄進】  
×教団に寄付・寄進をする  
【事業活動・資金獲得活動】  
×教団が資金獲得のため経営している店で働く  
×教団の意思に基づいて、教団の活動資金を獲得するため、別法人名義で行う事業活動に従事する  
○個人的にアルバイトをする  
【事務所・道場の借用など】  
×教団の活動に使うため事務所などを借用・取得する  
【信徒の教化育成】  
×教団の活動として信徒の教化育成に参加する  
×信徒が教団から離脱することを防止し、内部結束を強化するために、個別に信徒の教化育成を行なう  
【布教・勧誘】  
×教団として行う布教活動を通じて信徒を勧説する  
○非信徒に対し、教団とは無関係に、自ら信奉する宗教への信仰や理解を求める  
×それを超えて、教団への加入を勧説する  
【共同生活】  
○信徒が単に共同生活して起居寝食を共にする  
×信徒が共同生活したうえ、ワーク(奉仕活動)など教団として行う礼拝・儀式・修行に参加する  
【礼拝・儀式・修行】  
○個人的に礼拝・儀式・修行をする  
×教団の活動として行う集団的礼拝・儀式・修行に参加する

【解釈基準】  
×教団の活動として行うデモ行進や集会に参加する  
○破防法適用に反対する他団体主催のデモ行進などに個人的に参加する  
○教団関係者の刑事裁判や公安審の処分取り消し訴訟の閉廷後、弁護士から報告を聞くため、個人的に集会に参加する  
【機関紙類の印刷・配布】  
×教団の活動として行う機関紙やビラの印刷・配布に従事する  
○個人的に教団への破防法適用の不适当性を訴えたり、ビラを配布したりする  
【寄付・寄進】  
×教団に寄付・寄進をする  
【事業活動・資金獲得活動】  
×教団が資金獲得のため経営している店で働く  
×教団の意思に基づいて、教団の活動資金を獲得するため、別法人名義で行う事業活動に従事する  
○個人的にアルバイトをする  
【事務所・道場の借用など】  
×教団の活動に使うため事務所などを借用・取得する  
【信徒の教化育成】  
×教団の活動として信徒の教化育成に参加する  
×信徒が教団から離脱することを防止し、内部結束を強化するために、個別に信徒の教化育成を行なう  
【布教・勧誘】  
×教団として行う布教活動を通じて信徒を勧説する  
○非信徒に対し、教団とは無関係に、自ら信奉する宗教への信仰や理解を求める  
×それを超えて、教団への加入を勧説する  
【共同生活】  
○信徒が単に共同生活して起居寝食を共にする  
×信徒が共同生活したうえ、ワーク(奉仕活動)など教団として行う礼拝・儀式・修行に参加する  
【礼拝・儀式・修行】  
○個人的に礼拝・儀式・修行をする  
×教団の活動として行う集団的礼拝・儀式・修行に参加する

【解釈基準】  
×教団の活動として行うデモ行進や集会に参加する  
○破防法適用に反対する他団体主催のデモ行進などに個人的に参加する  
○教団関係者の刑事裁判や公安審の処分取り消し訴訟の閉廷後、弁護士から報告を聞くため、個人的に集会に参加する  
【機関紙類の印刷・配布】  
×教団の活動として行う機関紙やビラの印刷・配布に従事する  
○個人的に教団への破防法適用の不适当性を訴えたり、ビラを配布したりする  
【寄付・寄進】  
×教団に寄付・寄進をする  
【事業活動・資金獲得活動】  
×教団が資金獲得のため経営している店で働く  
×教団の意思に基づいて、教団の活動資金を獲得するため、別法人名義で行う事業活動に従事する  
○個人的にアルバイトをする  
【事務所・道場の借用など】  
×教団の活動に使うため事務所などを借用・取得する  
【信徒の教化育成】  
×教団の活動として信徒の教化育成に参加する  
×信徒が教団から離脱することを防止し、内部結束を強化するために、個別に信徒の教化育成を行なう  
【布教・勧誘】  
×教団として行う布教活動を通じて信徒を勧説する  
○非信徒に対し、教団とは無関係に、自ら信奉する宗教への信仰や理解を求める  
×それを超えて、教団への加入を勧説する  
【共同生活】  
○信徒が単に共同生活して起居寝食を共にする  
×信徒が共同生活したうえ、ワーク(奉仕活動)など教団として行う礼拝・儀式・修行に参加する  
【礼拝・儀式・修行】  
○個人的に礼拝・儀式・修行をする  
×教団の活動として行う集団的礼拝・儀式・修行に参加する